

## 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集に提出された意見及び 意見に対する総務省の考え方

※ 意見募集期間:平成 28 年9月 22 日～平成 28 年 10 月 21 日

整理番号	意見提出者	提出された意見(全文)	意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	特に問題の無い改正であると思われた。	本改正案への賛同意見として承ります。	なし
2	匿名	デジタル波はアナログ波( $\sin(\omega t)$ )を1と0に $10^9$ 単位に分割したものです。1単位毎に電磁波が発生します。0のときは電波は発生しません。1つの電磁波の強さは、その時の電流の大きさに比例します。そこで、分割した単位が多ければ多いほど、総合的な電磁波のエネルギーは増加していきます。4K、8K とテレビは進化していますが、これは、総合的な電磁波のエネルギーを増加しているということではないでしょうか？つまり、電波法の違反になっていないでしょうか？また、1つの電磁波の周波数は分割単位数とは違いますので、1つの電磁波の周波数はいくらになっているのでしょうか？不法電波になっていないでしょうか？また、デジタル波は、電磁波が存在しているときと存在していないときの変化が激しいので、人間の身体にかなり影響を与えて、電波症を発生していないのでしょうか？現在の、社会の交通事故、認知症、社会問題等がアナログ時代に比べてあまりにも多くなってきているように思われます。	改正案に直接関係のある意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。	なし